

損害賠償申告書

交通事故など第三者行為による申告について

交通事故などの第三者の行為によるケガや病気をした時も、組合員証を使用して治療を受けることができます。

ただし、「損害賠償申告書」の提出が必要になります。

共済組合は、「損害賠償申告書」を受理することにより、医療機関での治療費を一時的に立替払いし、後日加害者に費用を請求することになります。

損害賠償申告書										
組合員証		組合員氏名		所属機関名						
6	0	0	番号	1	2	3	4	共済太郎		〇〇〇〇
氏名・続柄		加害者の氏名		事故発生年月日						
共済恵子		××××		令和〇年〇月〇〇日						
続柄 妻		及び住所		年月日						
〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇市〇〇町〇丁目		午前 3時30分頃						
事故発生状況		令和〇年4月29日午後3時30分ころ、共済恵子が自宅前の道路を横断中、左方より北進してきた××××の車にはねられ負傷しました。								
被害の状況及びその見積額		加害者から受けた損害賠償								
上記のとおり申告します。										
岐阜県市町村職員共済組合理事長 様		申請者		住所		〇〇市藪田南5-14-53				
令和 〇年 4 月 30 日		氏名		共済太郎						
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。		所属所長		職名		〇〇〇長				
令和 〇年 4 月 30 日		氏名		△△△△						

1. 加害者の氏名及び住所が明らかでないときは、理由を付してその旨を記入してください。
2. 事故発生状況及び加害者から受けた損害賠償については、できるだけ具体的に詳しく書いてください。

組合員又は被扶養者の氏名を記入してください。

第三者（相手側）の氏名及び住所を記入してください。

わかる範囲で記入してください。

- 【添付書類】
- ・ 念書【次ページ】
 - ・ 誓約書【次ページ】
 - ・ 事故発生状況報告書【次ページ】
 - ・ 事故証明書(原本又は原本証明してあるもの)

第三者行為の事例

- ・ 第三者（相手側）との接触、衝突などの交通事故で受けたケガ又は病気
- ・ 同乗していた車が事故をおこした時のケガ又は病気
- ・ 第三者の暴力行為により受けたケガ又は病気
- ・ 他人の飼っている動物等に咬まれた場合のケガ又は病気

※単独事故については、「負傷原因の調査」にて調査させていただきます。